

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 3 月 27 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	15 件
厚生年金保険関係	15 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600232号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600092号

## 第1 結論

請求者のA社及びB社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成15年6月30日	8万7,000円
平成15年8月31日	8万7,000円
平成15年12月31日	8万7,000円
平成16年6月29日	9万3,000円
平成16年8月31日	9万3,000円
平成16年12月31日	9万2,000円
平成17年6月29日	102万4,000円
平成18年6月30日	115万円
平成19年6月29日	59万1,000円
平成19年8月24日	14万7,000円
平成19年12月18日	28万8,000円
平成20年8月13日	32万8,000円
平成20年12月17日	27万6,000円
平成21年8月17日	35万円
平成21年12月15日	27万円
平成22年4月30日	34万3,000円
平成22年8月13日	29万円
平成22年12月15日	28万3,000円
平成23年6月20日	23万9,000円
平成23年7月29日	28万3,000円
平成23年12月5日	29万円
平成24年6月27日	9万8,000円
平成24年8月20日	29万6,000円
平成24年12月17日	29万円
平成25年8月12日	29万円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

## 2 請求内容の要旨

- 請求期間： ① 平成15年6月30日  
② 平成15年8月  
③ 平成15年12月  
④ 平成16年6月29日  
⑤ 平成16年8月  
⑥ 平成16年12月  
⑦ 平成17年6月29日  
⑧ 平成18年6月30日  
⑨ 平成19年6月29日  
⑩ 平成19年8月24日  
⑪ 平成19年12月18日  
⑫ 平成20年8月13日  
⑬ 平成20年12月17日  
⑭ 平成21年8月17日  
⑮ 平成21年12月15日  
⑯ 平成22年4月30日  
⑰ 平成22年8月13日  
⑱ 平成22年12月15日  
⑲ 平成23年6月20日  
⑳ 平成23年7月29日  
㉑ 平成23年12月5日  
㉒ 平成24年6月27日  
㉓ 平成24年8月20日  
㉔ 平成24年12月17日  
㉕ 平成25年8月12日

請求期間については、A社又はB社において厚生年金保険の被保険者とされていたが、年金記録を確認したところ、請求期間に支払われた賞与が記録されていない。提出している賞与明細書のとおり賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているので、調査の上、当該賞与を記録し年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 請求期間のうち、請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑨、⑫及び⑬については、請求者が提出した賞与明細書、A社が提出した賃金台帳、賞与一覧表及び預金通帳の出金履歴並びに同社の経理及び社会保険事務の責任者である役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与から同社の事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。  
なお、請求期間②、③、⑤及び⑥については、当該月内の支給日の特定ができないところ、当該月の末日を支給日として取り扱う。

請求期間⑦及び⑧については、請求者は、平成 17 年に支給されたとみられる「第 9 期決算賞与」、「夏期賞与」、「平成 17 年冬期賞与」及び平成 18 年に支給されたとみられる「平成 17 年決算賞与」、「平成 18 年夏の賞与」、「平成 18 冬期賞与」と記載された合計 6 枚の賞与明細書を提出しているところ、A 社の事業主は、貸金台帳及び預金通帳の出金履歴を提出し、請求者の平成 17 年及び平成 18 年における賞与については、平成 17 年 6 月 29 日に 102 万 4,000 円、平成 18 年 6 月 30 日に 115 万円を支給したとしており、当該額は請求者が提出したそれぞれ 3 枚の賞与明細書の総支給額の合計と一致していることから、請求者に総額 102 万 4,000 円及び 115 万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

したがって、請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑫及び⑬の標準賞与額については、前述の貸金台帳等から確認又は推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①から③までについては 8 万 7,000 円、請求期間④及び⑤については 9 万 3,000 円、請求期間⑥については 9 万 2,000 円、請求期間⑦については 102 万 4,000 円、請求期間⑧については 115 万円、請求期間⑨については 59 万 1,000 円、請求期間⑫については 32 万 8,000 円、請求期間⑬については 27 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の事業主は、請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑫及び⑬について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、A 社の事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間⑩、⑪、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔及び㉕については、オンライン記録によれば、請求者は B 社の厚生年金保険被保険者とされているところ、同社の事業主が提出した A 社の貸金台帳及び賞与一覧表によれば、請求者は当該期間において、B 社ではなく、A 社から賞与の支給を受けたこととされている。

このことについて、当時、B 社と A 社は、緊密な協力関係にあったと認められるとともに、B 社の事業主は、自身が経理及び社会保険事務の責任者でもあった A 社の貸金台帳、賞与一覧表及び預金通帳の出金履歴を提出し、平成 19 年 8 月 24 日、同年 12 月 18 日、平成 21 年 8 月 17 日、同年 12 月 15 日、平成 22 年 4 月 30 日、同年 8 月 13 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 6 月 20 日、同年 7 月 29 日、同年 12 月 5 日、平成 24 年 6 月 27 日、同年 8 月 20 日、同年 12 月 17 日及び平成 25 年 8 月 12 日に請求者に賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨主張していること等から判断すると、請求者は、当該期間において B 社から賞与の支給を受け、当該賞与から同社の事業主により厚生年金保険料を控除されていたものとして取り扱って差し支えないものと認められる。

したがって、請求期間⑩、⑪、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔及び㉕の標準賞与額については、前述の賞与一覧表から、請求期間⑩については 14 万 7,000 円、請求期間⑪については 28 万 8,000 円、請求期間⑭については 35 万円、請求期間⑮については 27 万円、請求期間⑯については 34 万 3,000 円、請求期間⑰については 29 万円、請求期間⑱については 28 万 3,000 円、請求期間⑲については 23 万 9,000 円、請求期間⑳については 28 万 3,000 円、請求期間㉑については 29 万円、請求期間㉒については 9 万 8,000 円、請求期間㉓については 29 万 6,000 円、請求期間㉔及び㉕については 29 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑩、⑪、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔及び㉕について、

請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、B 社の事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600235号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600093号

## 第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成17年6月29日	110万円
平成18年6月30日	100万円
平成19年6月29日	52万4,000円
平成19年8月24日	13万1,000円
平成19年12月18日	25万6,000円
平成20年8月13日	29万8,000円
平成20年12月17日	24万7,000円
平成21年8月17日	32万2,000円
平成21年12月15日	24万2,000円
平成22年4月30日	34万3,000円
平成22年8月13日	26万円
平成22年12月15日	25万4,000円
平成23年6月20日	23万9,000円
平成23年7月29日	25万4,000円
平成23年12月5日	26万円
平成24年6月27日	9万8,000円
平成24年8月20日	26万5,000円
平成24年12月17日	26万円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月29日  
② 平成18年6月30日  
③ 平成19年6月29日  
④ 平成19年8月24日  
⑤ 平成19年12月18日

- ⑥ 平成 20 年 8 月 13 日
- ⑦ 平成 20 年 12 月 17 日
- ⑧ 平成 21 年 8 月 17 日
- ⑨ 平成 21 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 22 年 4 月 30 日
- ⑪ 平成 22 年 8 月 13 日
- ⑫ 平成 22 年 12 月 15 日
- ⑬ 平成 23 年 6 月 20 日
- ⑭ 平成 23 年 7 月 29 日
- ⑮ 平成 23 年 12 月 5 日
- ⑯ 平成 24 年 6 月 27 日
- ⑰ 平成 24 年 8 月 20 日
- ⑱ 平成 24 年 12 月 17 日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①及び②については、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が平成17年に支給されたとみられる「第9期決算賞与」、「夏期賞与」、「平成17年冬期賞与」及び平成18年に支給されたとみられる「平成17年決算賞与」、「平成18年夏の賞与」、「平成18冬期賞与」と記載された合計6枚の賞与明細書を提出しているところ、A社の事業主は、賃金台帳及び預金通帳の出金履歴を提出し、平成17年及び平成18年における賞与については、平成17年6月29日及び平成18年6月30日に支給したとしており、支給額については前述の者が提出したそれぞれ3枚の賞与明細書の総支給額の合計と一致していることから、請求者についても総額110万円及び100万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、請求期間③から⑱までについては、A社の事業主が提出した賃金台帳、賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑱までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については110万円、請求期間②については100万円、請求期間③については52万4,000円、請求期間④については13万1,000円、請求期間⑤については25万6,000円、請求期間⑥については29万8,000円、請求期間⑦については24万7,000円、請求期間⑧については32万2,000円、請求期間⑨については24万2,000円、請求期間⑩については34万3,000円、請求期間⑪については26万円、請求期間⑫については25万4,000円、請求期間⑬については23万9,000円、請求期間⑭については25万4,000円、請求期間⑮については26万円、請求期間⑯については9万8,000円、請求期間⑰については26万5,000円、請求期間⑱については26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑱までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600236 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600094 号

## 第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成17年6月29日	60万1,000円
平成18年6月30日	70万円
平成19年6月29日	37万円
平成19年8月24日	7万7,000円
平成19年12月18日	15万2,000円
平成20年8月13日	20万1,000円
平成20年12月17日	14万9,000円
平成21年8月17日	22万4,000円
平成21年12月15日	14万6,000円
平成22年4月30日	34万3,000円
平成22年8月13日	16万円
平成22年12月15日	15万6,000円
平成23年6月20日	23万9,000円
平成23年7月29日	15万6,000円
平成23年12月5日	16万2,000円
平成24年6月27日	9万8,000円
平成24年8月20日	18万5,000円
平成24年12月17日	18万2,000円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年6月29日  
② 平成18年6月30日  
③ 平成19年6月29日  
④ 平成19年8月24日

- ⑤ 平成 19 年 12 月 18 日
- ⑥ 平成 20 年 8 月 13 日
- ⑦ 平成 20 年 12 月 17 日
- ⑧ 平成 21 年 8 月 17 日
- ⑨ 平成 21 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 22 年 4 月 30 日
- ⑪ 平成 22 年 8 月 13 日
- ⑫ 平成 22 年 12 月 15 日
- ⑬ 平成 23 年 6 月 20 日
- ⑭ 平成 23 年 7 月 29 日
- ⑮ 平成 23 年 12 月 5 日
- ⑯ 平成 24 年 6 月 27 日
- ⑰ 平成 24 年 8 月 20 日
- ⑱ 平成 24 年 12 月 17 日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①及び②については、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が平成17年に支給されたとみられる「第9期決算賞与」、「夏期賞与」、「平成17年冬期賞与」及び平成18年に支給されたとみられる「平成17年決算賞与」、「平成18年夏の賞与」、「平成18冬期賞与」と記載された合計6枚の賞与明細書を提出しているところ、A社の事業主は、貸金台帳及び預金通帳の出金履歴を提出し、平成17年及び平成18年における賞与については、平成17年6月29日及び平成18年6月30日に支給したとしており、支給額については前述の者が提出したそれぞれ3枚の賞与明細書の総支給額の合計と一致していることから、請求者についても総額60万1,000円及び70万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、請求期間③から⑱までについては、A社の事業主が提出した貸金台帳、賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑱までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については60万1,000円、請求期間②については70万円、請求期間③については37万円、請求期間④については7万7,000円、請求期間⑤については15万2,000円、請求期間⑥については20万1,000円、請求期間⑦については14万9,000円、請求期間⑧については22万4,000円、請求期間⑨については14万6,000円、請求期間⑩については34万3,000円、請求期間⑪については16万円、請求期間⑫については15万6,000円、請求期間⑬については23万9,000円、請求期間⑭については15万6,000円、請求期間⑮については16万2,000円、請求期間⑯については9万8,000円、請

求期間⑰については 18 万 5,000 円、請求期間⑱については 18 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑱までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600237 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600095 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成 17 年 6 月 29 日	52 万 4,000 円
平成 18 年 6 月 30 日	70 万円
平成 19 年 6 月 29 日	40 万円
平成 19 年 8 月 24 日	7 万 1,000 円
平成 19 年 12 月 18 日	13 万 9,000 円
平成 20 年 8 月 13 日	20 万 1,000 円
平成 20 年 12 月 17 日	14 万 9,000 円
平成 21 年 8 月 17 日	22 万 4,000 円
平成 21 年 12 月 15 日	14 万 6,000 円
平成 22 年 4 月 30 日	34 万 3,000 円
平成 22 年 8 月 13 日	15 万 9,000 円
平成 22 年 12 月 15 日	15 万 5,000 円
平成 23 年 6 月 20 日	23 万 9,000 円
平成 23 年 7 月 29 日	15 万 5,000 円
平成 23 年 12 月 5 日	16 万 1,000 円
平成 24 年 6 月 27 日	9 万 8,000 円
平成 24 年 8 月 20 日	18 万 4,000 円
平成 24 年 12 月 17 日	18 万 1,000 円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 29 日  
② 平成 18 年 6 月 30 日  
③ 平成 19 年 6 月 29 日  
④ 平成 19 年 8 月 24 日

- ⑤ 平成 19 年 12 月 18 日
- ⑥ 平成 20 年 8 月 13 日
- ⑦ 平成 20 年 12 月 17 日
- ⑧ 平成 21 年 8 月 17 日
- ⑨ 平成 21 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 22 年 4 月 30 日
- ⑪ 平成 22 年 8 月 13 日
- ⑫ 平成 22 年 12 月 15 日
- ⑬ 平成 23 年 6 月 20 日
- ⑭ 平成 23 年 7 月 29 日
- ⑮ 平成 23 年 12 月 5 日
- ⑯ 平成 24 年 6 月 27 日
- ⑰ 平成 24 年 8 月 20 日
- ⑱ 平成 24 年 12 月 17 日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①及び②については、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が平成17年に支給されたとみられる「第9期決算賞与」、「夏期賞与」、「平成17年冬期賞与」及び平成18年に支給されたとみられる「平成17年決算賞与」、「平成18年夏の賞与」、「平成18冬期賞与」と記載された合計6枚の賞与明細書を提出しているところ、A社の事業主は、貸金台帳及び預金通帳の出金履歴を提出し、平成17年及び平成18年における賞与については、平成17年6月29日及び平成18年6月30日に支給したとしており、支給額については前述の者が提出したそれぞれ3枚の賞与明細書の総支給額の合計と一致していることから、請求者についても総額52万4,000円及び70万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、請求期間③から⑱までについては、A社の事業主が提出した貸金台帳、賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑱までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については52万4,000円、請求期間②については70万円、請求期間③については40万円、請求期間④については7万1,000円、請求期間⑤については13万9,000円、請求期間⑥については20万1,000円、請求期間⑦については14万9,000円、請求期間⑧については22万4,000円、請求期間⑨については14万6,000円、請求期間⑩については34万3,000円、請求期間⑪については15万9,000円、請求期間⑫については15万5,000円、請求期間⑬については23万9,000円、請求期間⑭については15万5,000円、請求期間⑮については16万1,000円、請求期間⑯については9万8,000

円、請求期間⑰については18万4,000円、請求期間⑱については18万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑱までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600238号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600096号

## 第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成17年6月29日	92万4,000円
平成18年6月30日	100万円
平成19年6月29日	56万円
平成19年8月24日	13万5,000円
平成19年12月18日	26万4,000円
平成20年8月13日	30万5,000円
平成20年12月17日	25万2,000円
平成21年8月17日	34万5,000円
平成21年12月15日	24万6,000円
平成22年4月30日	34万3,000円
平成26年7月24日	27万5,000円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月29日  
② 平成18年6月30日  
③ 平成19年6月29日  
④ 平成19年8月24日  
⑤ 平成19年12月18日  
⑥ 平成20年8月13日  
⑦ 平成20年12月17日  
⑧ 平成21年8月17日  
⑨ 平成21年12月15日  
⑩ 平成22年4月30日  
⑪ 平成26年7月24日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①及び②については、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が平成17年に支給されたとみられる「第9期決算賞与」、「夏期賞与」、「平成17年冬期賞与」及び平成18年に支給されたとみられる「平成17年決算賞与」、「平成18年夏の賞与」、「平成18冬期賞与」と記載された合計6枚の賞与明細書を提出しているところ、A社の事業主は、貸金台帳及び預金通帳の出金履歴を提出し、平成17年及び平成18年における賞与については、平成17年6月29日及び平成18年6月30日に支給したとしており、支給額については前述の者が提出したそれぞれ3枚の賞与明細書の総支給額の合計と一致していることから、請求者についても総額92万4,000円及び100万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、請求期間③から⑩までについては、A社の事業主が提出した貸金台帳、賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑩までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については92万4,000円、請求期間②については100万円、請求期間③については56万円、請求期間④については13万5,000円、請求期間⑤については26万4,000円、請求期間⑥については30万5,000円、請求期間⑦については25万2,000円、請求期間⑧については34万5,000円、請求期間⑨については24万6,000円、請求期間⑩については34万3,000円、請求期間⑪については27万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600240 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600097 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成 19 年 6 月 29 日	25 万円
平成 19 年 8 月 24 日	6 万 2,000 円
平成 19 年 12 月 18 日	12 万 3,000 円
平成 20 年 8 月 13 日	16 万 7,000 円
平成 20 年 12 月 17 日	11 万 8,000 円
平成 21 年 8 月 17 日	2 万 7,000 円
平成 21 年 12 月 15 日	11 万 9,000 円
平成 22 年 4 月 30 日	34 万 3,000 円
平成 22 年 8 月 13 日	13 万 5,000 円
平成 23 年 6 月 20 日	6 万 3,000 円
平成 23 年 7 月 29 日	2 万 5,000 円
平成 23 年 12 月 5 日	4 万 3,000 円
平成 24 年 6 月 27 日	3 万 7,000 円
平成 24 年 8 月 20 日	16 万 3,000 円
平成 24 年 12 月 17 日	3 万 6,000 円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 29 日  
② 平成 19 年 8 月 24 日  
③ 平成 19 年 12 月 18 日  
④ 平成 20 年 8 月 13 日  
⑤ 平成 20 年 12 月 17 日  
⑥ 平成 21 年 8 月 17 日  
⑦ 平成 21 年 12 月 15 日

- ⑧ 平成 22 年 4 月 30 日
- ⑨ 平成 22 年 8 月 13 日
- ⑩ 平成 23 年 6 月 20 日
- ⑪ 平成 23 年 7 月 29 日
- ⑫ 平成 23 年 12 月 5 日
- ⑬ 平成 24 年 6 月 27 日
- ⑭ 平成 24 年 8 月 20 日
- ⑮ 平成 24 年 12 月 17 日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①から⑮までの期間については、A社の事業主が提出した貸金台帳、賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑮までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については 25 万円、請求期間②については 6 万 2000 円、請求期間③については 12 万 3,000 円、請求期間④については 16 万 7,000 円、請求期間⑤については 11 万 8,000 円、請求期間⑥については 2 万 7,000 円、請求期間⑦については 11 万 9,000 円、請求期間⑧については 34 万 3,000 円、請求期間⑨については 13 万 5,000 円、請求期間⑩については 6 万 3,000 円、請求期間⑪については 2 万 5,000 円、請求期間⑫については 4 万 3,000 円、請求期間⑬については 3 万 7,000 円、請求期間⑭については 16 万 3,000 円、請求期間⑮については 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑮までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600241 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600098 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 6 月 29 日に係る標準賞与額を 25 万円、同年 8 月 24 日に係る標準賞与額を 6 万 2,000 円、同年 12 月 18 日に係る標準賞与額を 12 万 3,000 円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 29 日  
② 平成 19 年 8 月 24 日  
③ 平成 19 年 12 月 18 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①から③までの期間については、A 社の事業主が提出した貸金台帳、賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から③までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については 25 万円、請求期間②については 6 万 2,000 円、請求期間③については 12 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600242号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600099号

## 第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成21年12月15日	13万7,000円
平成22年4月30日	24万5,000円
平成22年8月13日	15万円
平成22年12月15日	14万7,000円
平成23年6月20日	23万9,000円
平成23年7月29日	14万7,000円
平成23年12月5日	15万5,000円
平成24年6月27日	9万8,000円
平成24年8月20日	17万8,000円
平成24年12月17日	17万5,000円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月15日  
② 平成22年4月30日  
③ 平成22年8月13日  
④ 平成22年12月15日  
⑤ 平成23年6月20日  
⑥ 平成23年7月29日  
⑦ 平成23年12月5日  
⑧ 平成24年6月27日  
⑨ 平成24年8月20日  
⑩ 平成24年12月17日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①から⑩までの期間については、A社の事業主が提出した賃金台帳、賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑩までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については13万7,000円、請求期間②については24万5,000円、請求期間③については15万円、請求期間④については14万7,000円、請求期間⑤については23万9,000円、請求期間⑥については14万7,000円、請求期間⑦については15万5,000円、請求期間⑧については9万8,000円、請求期間⑨については17万8,000円、請求期間⑩については17万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600243 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600100 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成 21 年 12 月 15 日	9 万 1,000 円
平成 22 年 4 月 30 日	24 万 5,000 円
平成 22 年 8 月 13 日	10 万 1,000 円
平成 22 年 12 月 15 日	9 万 9,000 円
平成 23 年 6 月 20 日	23 万 9,000 円
平成 23 年 7 月 29 日	2 万 5,000 円
平成 23 年 12 月 5 日	10 万 8,000 円
平成 24 年 6 月 27 日	2 万 5,000 円
平成 24 年 8 月 20 日	14 万円
平成 24 年 12 月 17 日	2 万 4,000 円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 15 日  
② 平成 22 年 4 月 30 日  
③ 平成 22 年 8 月 13 日  
④ 平成 22 年 12 月 15 日  
⑤ 平成 23 年 6 月 20 日  
⑥ 平成 23 年 7 月 29 日  
⑦ 平成 23 年 12 月 5 日  
⑧ 平成 24 年 6 月 27 日  
⑨ 平成 24 年 8 月 20 日  
⑩ 平成 24 年 12 月 17 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①から⑩までの期間については、A社の事業主が提出した賃金台帳、賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、請求者及び同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑩までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については9万1,000円、請求期間②については24万5,000円、請求期間③については10万1,000円、請求期間④については9万9,000円、請求期間⑤については23万9,000円、請求期間⑥については2万5,000円、請求期間⑦については10万8,000円、請求期間⑧については2万5,000円、請求期間⑨については14万円、請求期間⑩については2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600244号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600101号

## 第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成21年12月15日	13万7,000円
平成22年4月30日	24万5,000円
平成22年8月13日	14万7,000円
平成22年12月15日	14万4,000円
平成23年6月20日	23万9,000円
平成23年7月29日	14万4,000円
平成23年12月5日	14万7,000円
平成24年6月27日	9万8,000円
平成24年8月20日	15万円
平成24年12月17日	14万7,000円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月15日  
② 平成22年4月30日  
③ 平成22年8月13日  
④ 平成22年12月15日  
⑤ 平成23年6月20日  
⑥ 平成23年7月29日  
⑦ 平成23年12月5日  
⑧ 平成24年6月27日  
⑨ 平成24年8月20日  
⑩ 平成24年12月17日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。



### 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①から⑩までの期間については、A社の事業主が提出した貸金台帳、賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑩までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については13万7,000円、請求期間②については24万5,000円、請求期間③については14万7,000円、請求期間④については14万4,000円、請求期間⑤については23万9,000円、請求期間⑥については14万4,000円、請求期間⑦については14万7,000円、請求期間⑧については9万8,000円、請求期間⑨については15万円、請求期間⑩については14万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600245号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600102号

## 第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成23年6月20日	6万3,000円
平成23年7月29日	2万5,000円
平成23年12月5日	8万円
平成24年6月27日	3万7,000円
平成24年8月20日	20万9,000円
平成24年12月17日	3万6,000円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月20日  
② 平成23年7月29日  
③ 平成23年12月5日  
④ 平成24年6月27日  
⑤ 平成24年8月20日  
⑥ 平成24年12月17日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①から⑥までの期間については、A社の事業主が提出した賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、請求者及び同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与

明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については6万3,000円、請求期間②については2万5,000円、請求期間③については8万円、請求期間④については3万7,000円、請求期間⑤については20万9,000円、請求期間⑥については3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600246号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600103号

### 第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成23年6月20日	13万4,000円
平成23年7月29日	14万4,000円
平成23年12月5日	14万7,000円
平成24年6月27日	9万8,000円
平成24年8月20日	16万円
平成24年12月17日	15万7,000円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月20日  
② 平成23年7月29日  
③ 平成23年12月5日  
④ 平成24年6月27日  
⑤ 平成24年8月20日  
⑥ 平成24年12月17日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①から⑥までの期間については、A社の事業主が提出した賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、

同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については13万4,000円、請求期間②については14万4,000円、請求期間③については14万7,000円、請求期間④については9万8,000円、請求期間⑤については16万円、請求期間⑥については15万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600247 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600104 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 12 月 17 日に係る標準賞与額を 4 万 5,000 円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 62 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 12 月 17 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間については、A 社の事業主が提出した賞与一覧表、預金通帳の出金履歴、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600248号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600105号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年12月17日の標準賞与額を18万7,000円及び平成21年8月17日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月17日及び平成21年8月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月17日  
② 平成21年8月17日

請求期間においては、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録が確認できないので、当該賞与を年金額に反映する記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①及び②については、オンライン記録によれば、請求者はA社の厚生年金保険被保険者とされているところ、同社の事業主が提出したB社の賞与一覧表によれば、請求者は、当該期間においてA社ではなくB社から賞与の支給を受けたこととされている。

このことについて、当時、A社とB社は、緊密な協力関係にあったと認められるとともに、A社の事業主は、自身が経理及び社会保険事務の責任者でもあったB社の賞与一覧表及び預金通帳の出金履歴を提出し、平成20年12月17日及び平成21年8月17日に請求者に賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨主張していること等から判断すると、請求者は、請求期間においてA社から賞与の支給を受け、当該賞与から同社の事業主により厚生年金保険料を控除されていたものとして取り扱って差し支えないものと認められる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、前述の賞与一覧表から、請求期間①については18万7,000円、請求期間②については20万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月17日及び平成21年8月17日について、請求者の厚生年金保険被

保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 九州(受)第1600249号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600106号

## 第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成22年8月13日	26万6,000円
平成22年12月15日	26万1,000円
平成23年6月20日	23万9,000円
平成23年7月29日	25万9,000円
平成23年12月5日	26万5,000円
平成24年6月27日	9万8,000円
平成24年8月20日	27万5,000円
平成24年12月17日	27万円
平成25年8月12日	27万円
平成25年12月16日	26万4,000円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月13日  
② 平成22年12月15日  
③ 平成23年6月20日  
④ 平成23年7月29日  
⑤ 平成23年12月5日  
⑥ 平成24年6月27日  
⑦ 平成24年8月20日  
⑧ 平成24年12月17日  
⑨ 平成25年8月12日  
⑩ 平成25年12月16日

請求期間においては、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録が確認できないので、当該賞与を年金額に反映する記録として訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①から⑩までについては、オンライン記録によれば、請求者はA社の厚生年金保険被保険者とされているところ、同社の事業主が提出したB社の賞与一覧表によれば、請求者は、当該期間においてA社ではなく、B社から賞与の支給を受けたこととされている。

このことについて、当時、A社とB社は、緊密な協力関係にあったと認められるとともに、A社の事業主は、自身が経理及び社会保険事務の責任者でもあったB社の賞与一覧表及び預金通帳の出金履歴を提出し、平成22年8月13日、同年12月15日、平成23年6月20日、同年7月29日、同年12月5日、平成24年6月27日、同年8月20日、同年12月17日、平成25年8月12日及び同年12月16日に請求者に賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨主張していること等から判断すると、請求者は、請求期間においてA社から賞与の支給を受け、当該賞与から同社の事業主により厚生年金保険料を控除されていたものとして取り扱って差し支えないものと認められる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の賞与一覧表から、請求期間①については26万6,000円、請求期間②については26万1,000円、請求期間③については23万9,000円、請求期間④については25万9,000円、請求期間⑤については26万5,000円、請求期間⑥については9万8,000円、請求期間⑦については27万5,000円、請求期間⑧及び⑨については27万円、請求期間⑩については26万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。